

就業規則

(目的)

- 第1条 1 この就業規則(以下「規則」という。)は、一般社団法人三重県建築士会(以下「この会」という。)の職員労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

- 第2条 この会及び職員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(採用手続き及び提出書類)

- 第3条 この会は、就職希望者のうちから選考して採用し、職員に採用された者は、採用の日から3日間を試用期間とし、この会が指定する書類を採用日から1週間以内に提出しなければならない。

(労働条件の明示)

- 第4条 この会は、職員との労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示する。

(服 務)

- 第5条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、この会の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。
- また、職員は、次の事項を守らなければならない。
- ① 個人情報、この会、会社、取引先等の情報については、管理を徹底して行い機密を漏らさないこと。
 - ② 許可なくソフトウェア等についてコピーを行わないこと。
 - ③ 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。
 - ④ 許可なく職務以外の目的でこの会の物品等を使用しないこと。
 - ⑤ 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。
 - ⑥ この会の金品を私用に供し、他より不当に金品を借用し、または職務に関連して自己の利益を図り、もしくは贈与を受けるなど不当な行為を行わないこと。
 - ⑦ この会の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。
 - ⑧ その他酒気を帯びて就業するなど職員としてふさわしくない行為をすること。

(労働時間及び休憩時間)

- 第6条 1 労働時間は、1週間については37時間30分、1日については7時間30分

分とする。

- 2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

始業・終業時刻		休憩時間
始業	午前 9時00分	12時15分から
終業	午後17時15分	13時00分まで

(休日)

第7条 1 休日は、次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 年末年始（12月29日から翌年の1月5日まで）
- ④ 三重県建設産業会館が指定した休館日

- 2 業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(時間外及び休日労働)

第8条 業務の都合により、第6条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。

(年次有給休暇)

第9条 各年次ごとに所定労働日の8割を超え出勤した職員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	1年 2年 3年 4年 5年 6年						
	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間30時間未満であり、かつ、週所定労働日数が4日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める職員については年間所定労働日数が216日以下）の職員のうち週所定労働日数が4日以下3日超の者に対しては前項の表の日数に0.7を乗じた日数（四捨五入した数値）の年次有給休暇を与える。また、これ以下の週所定労働日数の者にあつては週所定労働日数が1日減るごとに3割を減じた日数の年次有給休暇を与える。

(育児及び介護休業等)

第10条 職員は、1歳に満たない子を養育するために必要があるとき及び家族を介護する必要があるときは、この会に申し出て休業をし、又は短時間勤務制度の適用を受けることができる。

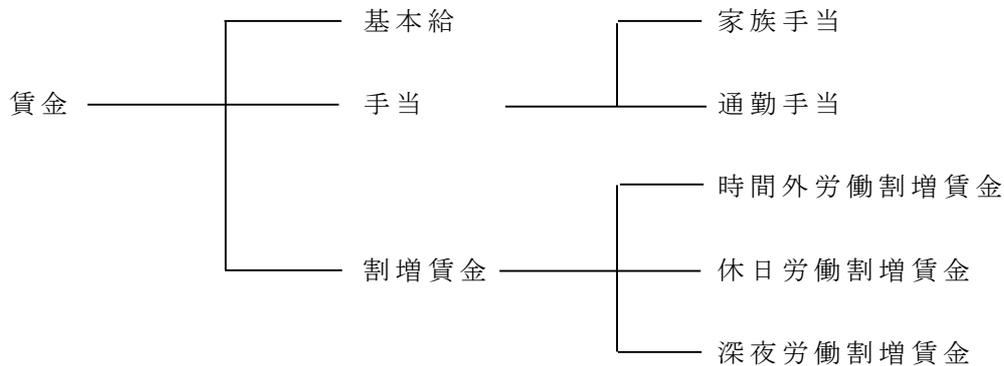
(慶弔休暇)

第 1 1 条 職員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

- ① 本人が結婚したとき 7 日
- ② 妻が出産したとき 7 日
- ③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき 7 日
- ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき 3 日
- ⑤ 親族の 2 親等が死亡したとき 1 日

(賃金の構成)

第 1 2 条 賃金の構成は、次のとおりとする。



(基本給)

第 1 3 条 基本給は、本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

(家族手当)

第 1 4 条 家族手当は、次の家族等を扶養する従業員に対し支給する。

- ① 配偶者 13,000 円
 - ② 18歳未満の子 1人につき 6,500 円
- (職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については 10,000 円)

(通勤手当)

第 1 5 条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。ただし、支給額は月額 20,000 円までとする。

(割増賃金)

第 1 6 条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- ① 時間外労働割増賃金 (所定労働時間を超えて労働させた場合)
$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$
- ② 休日労働割増賃金 (所定の休日に労働させた場合)
$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

③ 深夜労働割増賃金(午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(年次有給休暇の賃金)

第 17 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤等の扱い)

第 18 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 19 条 1 賃金は、毎月 20 日に締切り、同月 25 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。
2 計算期間中の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第 20 条 1 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
① 源泉所得税
② 住民税
③ 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
④ 雇用保険の保健料の被保険者負担分
⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
2 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。
① やむを得ない事由によって 1 週間以上帰郷する場合
② 結婚又は死亡の場合
③ 出産、疾病又は災害の場合
④ 退職又は解雇により離職した場合

(昇給)

第 21 条 1 昇給は、毎年 6 月 1 日をもって、基本給について行うものとする。ただし、この会の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。
2 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に昇給を行うことがある。
3 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞 与)

- 第 2 2 条 1 賞与は、原則として毎年 6 月 2 0 日及び 1 2 月 2 0 日に在籍する職員に対し、この会の業績等を勘案して 6 月 2 5 日及び 1 2 月 2 5 日に支給する。ただし、この会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。
- 2 前項の賞与の額は、この会の業績及び職員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

(定年等の退職)

- 第 2 3 条 1 職員の定年は、満 6 5 歳とし、定年に達した日の属する会計年度の翌年度 5 月末日をもって退職とする。その後再雇用する場合には、三重県建築士会再雇用規定に基づくものとする。
- 2 退職を願い出てこの会から承認されたとき又は退職願を提出して 1 4 日を経過したとき、雇用期間が満了したとき及び死亡したときは退職とする。

(解雇)

- 第 2 4 条 1 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。
- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。
 - ② 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
 - ③ 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、職員として不適格であると認められたとき。
 - ④ 第 2 7 条第 2 項に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
 - ⑤ 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じたとき。
 - ⑥ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。

(退職金)

- 第 2 5 条 1 勤続 1 年以上の職員が退職し又は解雇されたときは、退職金を支給する。ただし、自己都合による退職者で、勤続 1 年未満の者には退職金を支給しない。また、第 2 7 条第 2 項により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。
- 2 退職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数を乗じた金額とする。ただし、休職する期間については、この会の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。

(懲戒)

- 第 2 6 条 1 この会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。
- ① けん責
始末書を提出させて将来を戒める。
 - ② 減給
始末書を提出させて減給する。ただし、減給は 1 回の額が平均賃金の 1

日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えることはない。

③ 出勤停止

始末書を提出させるほか、5日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

④ 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない

（懲戒及び解雇）

第27条 1 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤が3日以上に及ぶとき。
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。
- ③ 過失によりこの会に損害を与えたとき。
- ④ 素行不良でこの会の秩序及び風紀を乱したとき。
- ⑤ 性的な言動により、他の職員に不快な思いをさせ、又は職場の環境を悪くしたとき。
- ⑥ 性的な関心を示し、又は性的な行為をしかけることにより、他の職員の業務に支障を与えたとき。
- ⑦ 第5条に違反したとき。
- ⑧ その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 職員が次のいずれかに該当するときは、第3条で定める14日間の試用期間を除き、原則30日前に予告して解雇するか又は解雇予告手当を支払ったうえ即時に解雇する。

- ① 事業の運営上のやむを得ない事情等により、事業継続が困難になったとき又は事業の縮小・転換等の必要が生じたのに、他の業務への転換が困難なとき
- ② 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、3回にわたって注意を受けても改めなかったとき。
- ③ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- ④ 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないとき。
- ⑤ 正当な理由なく無断欠勤3日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき
- ⑥ この会内において刑法その他刑罰法規の各規程に違反する行為をし、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）
- ⑦ 許可なく職務以外の目的で、この会の物品等を使用したとき
- ⑧ この会の業務上重要な秘密を外部に漏らしてこの会に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき
- ⑨ 故意又は重要な過失によりこの会に重大な損害を与えたとき

⑩ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

(証明書の交付)

第28条 前記第23条及び第27条の規定による退職及び解雇(予告による解雇を除く。)の場合は、職員の請求に基づき、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金及び退職又は解雇の事由を記載した文書を交付し、また同27条の予告による解雇の場合は、職員の請求に基づき、解雇の理由を記載した文書を交付する。

附 則

- 1 平成4年8月1日の社団法人三重県建築士会就業規程及び平成元年5月9日の社団法人三重県建築士会給与規定は廃止する。
- 2 この規則を改正又は廃止するときは総務委員会に諮り理事会の承認を得るものとする。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年年4月1日から施行する。